



## 第16期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年5月26日(木曜日)  
午前10時

場所 東京都港区海岸一丁目2番20号  
汐留ビルディング 3階  
リージャス汐留センター 会議室

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお知らせ

- ・株主の皆様への感染リスクを避けるため、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送又はインターネット、スマートフォンによる議決権行使をご利用いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・昨年に引き続き、株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご用意並びに株主総会終了後の事業説明会の開催を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tri-stage.jp/>) に掲載させていただきます。

## 目次

<b>第16期定時株主総会招集ご通知</b> .....	<b>2</b>
<b>事業報告</b> .....	<b>6</b>
1. 企業集団の現況 .....	6
2. 会社の現況 .....	15
(1)株式の状況 .....	15
(2)会社役員の状況 .....	16
(3)会計監査人の状況 .....	21
<b>連結計算書類</b> .....	<b>22</b>
連結貸借対照表 .....	22
連結損益計算書 .....	23
<b>計算書類</b> .....	<b>24</b>
貸借対照表 .....	24
損益計算書 .....	25
<b>監査報告書</b> .....	<b>26</b>
連結計算書類に係る会計監査報告 .....	26
計算書類に係る会計監査報告 .....	28
監査役会の監査報告 .....	30
<b>株主総会参考書類</b> .....	<b>32</b>
第1号議案 剰余金処分の件 .....	32
第2号議案 定款一部変更の件 .....	33
第3号議案 取締役7名選任の件 .....	35
第4号議案 会計監査人選任の件 .....	40
第5号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件 及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 .....	41
<b>定時株主総会会場ご案内略図</b> .....	<b>末尾</b>



Tri-Stage

証券コード 2178  
2022年5月6日

株主各位

東京都港区海岸一丁目2番20号

株式会社トライステージ

代表取締役社長 倉田 育尚

招集ご通知

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年5月25日(水曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

敬 具

- 1. 日 時** 2022年5月26日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都港区海岸一丁目2番20号  
汐留ビルディング 3階 リージャス汐留センター 会議室
- 3. 目的事項**  
**報告事項**
  - 第16期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第16期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件**決議事項**
  - 第1号議案** 剰余金処分の件
  - 第2号議案** 定款一部変更の件
  - 第3号議案** 取締役7名選任の件
  - 第4号議案** 会計監査人選任の件
  - 第5号議案** ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 4. 招集にあたっての決定事項**
  - (1) 議決権行使についてのご案内
    - 議決権行使書面において、議案の賛否欄に記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
    - インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
    - 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
    - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（株主様が署名又は記名押印した委任状）のご提出が必要となります。
    - 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## (2) インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tri-stage.jp/>) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tri-stage.jp/>) に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、以下のとおりお願い申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### (1) 株主の皆様へのお願い

- ・**極力事前に議決権をご行使いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**
- ・「インターネット等による議決権行使のご案内」につきましては5頁をご覧ください。

#### (2) 株主総会会場での対応等について

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご用意はございません。
- ・昨年に引き続き、株主総会会場における座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ・次のいずれかに該当する株主様につきましては、当日ご来場いただいても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ご入場を制限させていただく可能性がございます。
  - ①マスクをご着用されていない方
  - ②37.5℃以上の発熱（会場入口付近で検温させていただきます。）や咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方
  - ③アルコールによる手指消毒にご協力いただけない方（会場入口に、アルコール消毒液をご用意いたします。）
- ・特にご高齢の方や、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、より慎重なご判断をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会の議事は、例年よりも時間を大幅に短縮して行う予定でございます。

株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tri-stage.jp/>) に掲載させていただきます。



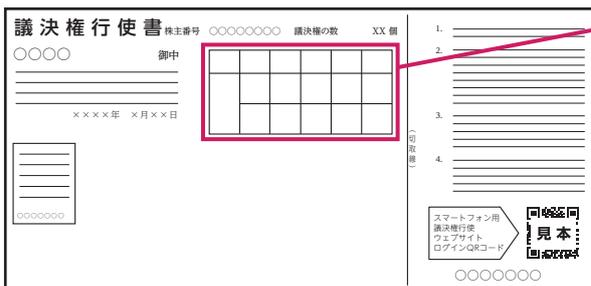
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p><b>2022年5月26日(木曜日)</b> <b>午前10時</b></p>	 <p><b>書面(郵送)で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年5月25日(水曜日)</b> <b>午後6時30分到着分まで</b></p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年5月25日(水曜日)</b> <b>午後6時30分入力完了分まで</b></p>
--	--	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1・2・4・5号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第3号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



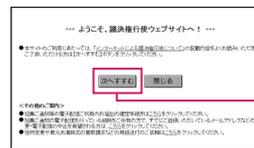
**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナワクチン接種の進展等により経済社会活動の正常化が期待されましたが、年明け以降はオミクロン株の感染拡大により、多くの地域でまん延防止等重点措置が実施されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

一方、当社グループのクライアントが属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着及びインターネット通販の拡大とともに、拡大基調が続いております。新しい生活様式の定着が進む中で、利便性の高いサービスとしてダイレクトマーケティングの需要が高まり、ダイレクトマーケティング企業を支援する当社グループの社会的役割も増していると認識しております。

このような環境の下、当社グループは2021年4月12日付で「中期経営計画Tri's vision 2024」を公表いたしました。当中期経営計画では、「ダイレクトマーケティングに、DX・イノベーションを。」をビジョンとして掲げ、データマーケティング強化による顧客提供価値向上、クロスチャネル・AIマーケティングサービスによる顧客拡大、事業の強みとDX化による新規事業立ち上げを基本戦略とし、戦略の実現及び赤字事業の黒字化による利益拡大に注力しております。当連結会計年度は、これらの戦略の土台となる、データマーケティング基盤「Tri-DDM」の機能改修や、新サービス開発等に積極的に取り組んでまいりました。

なお、事業の選択と集中の方針の下、2021年10月29日付で連結子会社であるPT. Merdis International (以下、MERDIS社)の全株式を譲渡いたしました。これに伴い、関係会社株式売却損404,531千円を特別損失に計上しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は47,519,020千円(前期比0.6%減)、売上総利益は5,356,350千円(前期比0.1%減)となりました。販売費及び一般管理費は4,006,442千円(前期比0.9%減)となり、営業利益は1,349,907千円(前期比2.2%増)、経常利益は1,344,698千円(前期比0.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は844,961千円(前期比0.4%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

**(i) ダイレクトマーケティング支援事業**

テレビ事業は、ダイレクトマーケティング事業者に対し、テレビ番組枠・CMの提供から番組・CM制作、受注管理、顧客管理までダイレクトマーケティングに必要なソリューションを総合的に提供しており、「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」によるテレビ通販での新規顧客獲得支援を強みとしております。また、データマーケティング基盤「Tri-DDM」により、放送枠価値の明確化やコンタクトセンターの適切な運用状況の把握等を実現しております。当連結会計年度においては、2021年2月1日付で新設分割した株式会社トライステージメディアを通じたテレビ放送枠仕入れの強化、「Tri-DDM」機能強化による受注効率の改善、映像共感度分析サービスやQRトラッキングサービスによる映像制作力の強化に注力し、売上高及び売上総利益は安定的に推移いたしました。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、リスティング広告最適化を始めとするAIツールの積極導入やテレビとWEBの相互提案を実施し、クライアントの売上及び利益の最大化に取り組んでおります。商談機会の減少により当初想定より遅れたものの、新規クライアント獲得及び既存クライアントとの取引増大が進み、第1四半期連結会計期間にて黒字化いたしました。2021年8月にはOptmyzr, Incとの日本独占パートナー契約締結により、リスティング広告を自動最適化するAIツール「Optmyzr (オプティマイザー)」の提供を開始し、順次既存ツールからの切替えを進めました。

また、2021年4月には運用型テレビCMプラットフォーム「urutere (ウルテレ)」をリリース、同10月にはテレビCM放送とWEB広告をリアルタイムで連動させる広告配信システム「ODASO (オダソー)」をリリースし、テレビ事業及びWEB事業が協働して営業活動を推進しております。

この結果、売上高は26,952,276千円（前期比2.8%減）、営業利益は1,178,905千円（前期比6.6%増）となりました。

**(ii) DM事業**

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、業界トップクラスのDM取扱通数による価格競争力を活かし、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。また、急速に市場拡大している「ゆうパケット」や「ネコポス」等の小型宅配便（商品DM）への対応に取り組みました。集客型イベントの減少等により一部業種にてDM発送の差し控えが継続した一方で、新規クライアントの獲得や既存クライアントとの取引拡大により、DM発送通数は前年を上回りました。



この結果、売上高は18,723,508千円（前期比3.1%増）、営業利益は225,364千円（前期比31.3%減）となりました。

### (iii) 海外事業

海外事業は、2021年9月14日付「連結子会社の異動（株式譲渡）及び特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は2021年10月29日付でMERDIS社の全株式を譲渡いたしました。これにより第3四半期連結会計期間にて同社を連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度末をもって、開示セグメントにおける海外事業は消滅いたします。

この結果、売上高は577,382千円（前期比32.6%減）、営業利益は4,302千円（前期比82.5%減）となりました。

### (iv) 小売事業

小売事業は、株式会社日本百貨店の営む「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。2021年9月には、「ニッポンの百貨をおもしろく」をコンセプトとして、企業ロゴやオンラインショップを刷新し、ブランドリニューアルいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による人流抑制が断続的に発生し、厳しい状況が続きましたが、前年と比較し営業時間が確保できた事や、プライベートブランド商品の開発や卸事業の拡大が功を奏して前年を上回る売上高を確保し、赤字幅が縮小しました。

この結果、売上高は1,265,852千円（前期比19.9%増）、営業損失は58,674千円（前期は140,698千円の損失）となりました。

### ②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### ③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### ④重要な企業再編等の状況

当社は、2021年10月29日付でPT. Merdis Internationalの全株式を譲渡いたしました。

**⑤対処すべき課題**

当社グループでは、「ダイレクトマーケティングに、DX・イノベーションを。」を中長期的なビジョンに掲げ、データマーケティング強化による顧客提供価値向上、クロスチャネル・AIマーケティングサービスによる顧客拡大、事業の強みとDX化による新規事業立ち上げを基本戦略とし、戦略の実現及び赤字事業の黒字化によって利益拡大を図っております。消費者行動の変化を見据え、ダイレクトマーケティング実施企業に向けて常に付加価値の高い支援サービスを提供することで、持続的な成長を目指してまいります。

各事業における対処すべき課題は、次のとおりであります。

**(i) テレビ事業**

テレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業においては、データマーケティング基盤「Tri-DDM」の機能強化や、「AI受注予測サービス」等の新サービスによって顧客提供価値を向上させ、クライアントの持続的な事業成長に寄与することで、売上及び利益の拡大を図ります。また、クロスチャネル・AIマーケティングサービスの提供により、クライアント領域を拡大し、成長機会を創出してまいります。

**(ii) WEB事業**

WEB事業においては、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、広告効率改善効果の高いAIツールを活用したインターネット広告の提案により、新規クライアントを獲得するとともに、クライアント視点に立った専門性の高いコンサルティングサービスによって売上及び利益の拡大を図ります。また、テレビ事業とのシナジーを強化し、テレビとWEBを連動させたマーケティング支援を積極的に実施してまいります。

**(iii) DM事業**

DM事業においては、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、引き続き、外部環境の変化に柔軟に対応しながら、主力の「ゆうメール」及び「クロネコDM便」の売上及び利益を安定的に確保するとともに、「ゆうパケット」や「ネコポス」といった郵便ポストに投函できる小型宅配便への対応を強化してまいります。

**(iv) 小売事業**

小売事業「日本百貨店」においては、プライベートブランド商品の拡大やECサイトでの販売強化、卸事業の拡大により、収益性の改善を図ります。新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き厳しい外部環境が続きますが、顧客、従業員の安全を最優先事項として各店舗において適切な対応を実施するとともに、より効率的な店舗運営により早期の黒字化を図ってまいります。



## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2019年2月期)	第14期 (2020年2月期)	第15期 (2021年2月期)	第16期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売 上 高(千円)	53,843,891	50,440,437	47,782,543	47,519,020
経 常 利 益(千円)	272,112	404,014	1,335,411	1,344,698
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	△992,210	182,613	848,750	844,961
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△34.07	6.69	33.39	33.71
総 資 産(千円)	16,295,477	15,480,655	15,182,485	15,333,367
純 資 産(千円)	7,035,788	6,927,182	6,815,185	7,477,226
1株当たり純資産(円)	246.76	245.94	264.82	297.80

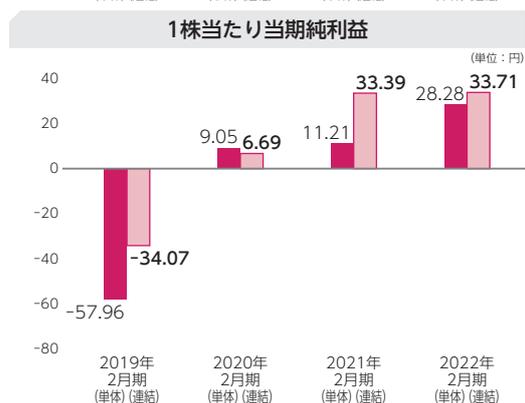
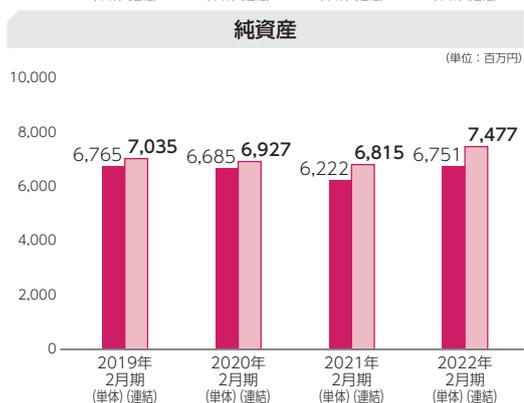
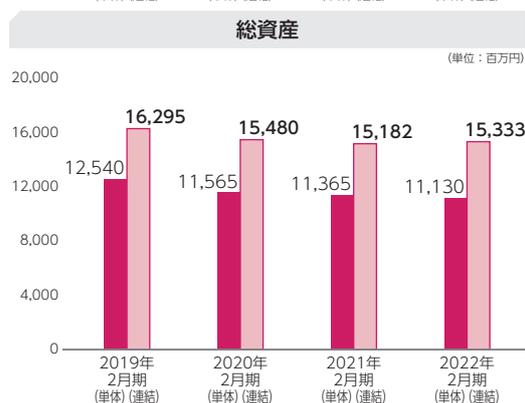
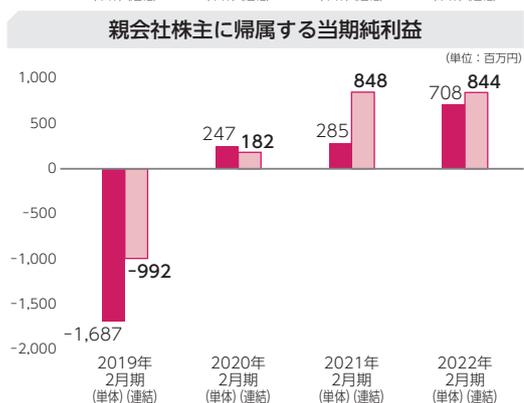
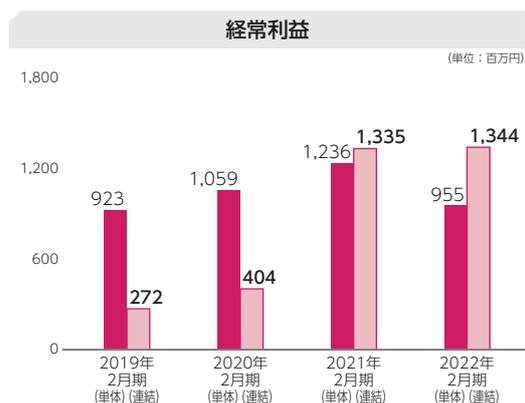
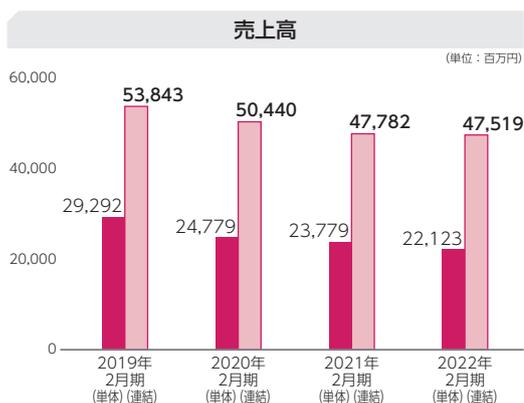
- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018(平成30)年2月16日)を第14期の期首から適用しており、第13期については、遡及適用後の数値を記載しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2019年2月期)	第14期 (2020年2月期)	第15期 (2021年2月期)	第16期 (当事業年度) (2022年2月期)
売 上 高(千円)	29,292,023	24,779,658	23,779,143	22,123,269
経 常 利 益(千円)	923,405	1,059,094	1,236,729	955,165
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,687,909	247,236	285,032	708,838
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△57.96	9.05	11.21	28.28
総 資 産(千円)	12,540,799	11,565,188	11,365,001	11,130,857
純 資 産(千円)	6,765,183	6,685,080	6,222,658	6,751,899
1株当たり純資産(円)	243.22	243.94	247.52	268.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018(平成30)年2月16日)を第14期の期首から適用しており、第13期については、遡及適用後の数値を記載しております。

財務ハイライト



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
メールカスタマーセンター株式会社	223,800千円	100.00%	ダイレクトメール発送代行
株式会社日本百貨店	131,500千円	100.00%	小売、卸売
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ	25,000千円	100.00%	インターネット広告支援
株式会社トライステージメディア	80,000千円	100.00%	広告代理業

- (注) 1. 2021年10月29日付でPT. Merdis Internationalの全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。  
 2. 株式会社日本百貨店は、2022年2月18日付で増資を行い、資本金が増加しております。  
 3. 当事業年度の末日における特定完全子会社はありません。

### (4) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトマーケティング支援
D M 事業	ダイレクトメール発送代行
小 売 事業	小売、卸売

### (5) 主要な拠点等 (2022年2月28日現在)

#### ①当社

名称	所在地
本 社	東京都港区
関西支店	大阪府大阪市
九州支店	福岡県福岡市

## 事業報告

### ②子会社

会社名	所在地
メールカスタマーセンター株式会社	東京都港区
株式会社日本百貨店	東京都港区
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ	東京都港区
株式会社トライステージメディア	東京都港区

### (6) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

#### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング支援事業	196名	17名減
D M 事業	26名	2名減
海外事業	一名	46名減
小売事業	35名	11名減
合計	257名	76名減

- (注) 1. 海外事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて46名減少したのは、PT. Merdis Internationalの全株式の譲渡により、連結子会社から除外したことによるものであります。
2. 小売事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて11名減少したのは、株式会社日本百貨店の従業員の通常の自己都合退職によるものであります。

#### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名	38名減	35.5歳	6.0年

- (注) 使用人数が前事業年度末に比べて38名減少したのは、当社が株式会社トライステージメディアを新設分割したことによるものであります。

## (7) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,050,000千円
シンジケートローン	1,000,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	450,000千円
株式会社みずほ銀行	358,329千円
株式会社商工組合中央金庫	253,250千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計3行からの協調融資によるものであります。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) (注1) の一環として行われる株式会社BCJ-60 (以下「公開買付者」といいます。) による当社の発行済普通株式 (以下「当社株式」といいます。) 及び新株予約権 (注2) に関する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、当社株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権の保有者 (以下「本新株予約権者」といいます。) の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様の判断に委ねることについて決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

- (注) 1. 「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、公開買付者が当社の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって当社の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。
2. 2018年5月25日開催の当社株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2020年6月14日から2023年6月13日まで)、2019年5月28日開催の当社株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2021年6月14日から2024年6月13日まで)、2020年5月26日開催の当社株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2022年6月12日から2025年6月11日まで) 並びに2021年5月25日開催の当社株主総会及び当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (行使期間は2023年6月15日から2026年6月14日まで) の総称を意味します。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ①発行可能株式総数 ..... 96,000,000株
- ②発行済株式の総数 ..... 30,517,200株
- ③株主数 ..... 10,472名
- ④大株主

株主名	持株数	持株比率
丸田 昭雄	6,572,400株	26.21%
双日株式会社	5,782,400株	23.06%
妹尾 勲	2,077,400株	8.28%
萩原 雄二	298,900株	1.19%
光通信株式会社	275,300株	1.09%
小林 光男	136,000株	0.54%
市川 敏夫	119,000株	0.47%
トライステージ従業員持株会	102,400株	0.40%
今泉 亜矢	102,000株	0.40%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	88,200株	0.35%

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,444,261株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	倉 田 育 尚	経営、業務執行全般及びグループガバナンス全般並びに内部監査室、経営管理部、営業管理室、人事部及び事業推進部 管掌
代表取締役副社長	前 田 充 章	経営及び業務執行全般並びに事業企画室、営業1部、営業2部及びプロダクト部 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役 株式会社トライステージメディア 取締役 株式会社メイキップ 社外取締役
取締役会長	妹 尾 勲	関西支店及び九州支店 管掌 株式会社トライステージメディア 取締役
取締役	丸 田 昭 雄	
取締役	杉 山 博 高	
取締役	福 田 大	双日株式会社 商業プラットフォーム事業部長
取締役	菅 原 勇 祐	株式会社VILLAGE INC 顧問
常勤監査役	太 田 讓 治	メールカスタマーセンター株式会社 監査役 株式会社日本百貨店 監査役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 監査役 株式会社トライステージメディア 監査役
監査役	藤 井 幹 晴	八重洲グローバル法律事務所 パートナー シンフォニーマーケティング株式会社 社外監査役
監査役	庄 村 裕	庄村公認会計士事務所 所長 双葉電子工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 合同会社グローアップ 代表社員

- (注) 1. 取締役杉山博高氏及び菅原勇祐氏は、社外取締役であります。
2. 監査役太田讓治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は、社外監査役であります。
3. 監査役太田讓治氏は、長年にわたる多様な業種の経営者等としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。
4. 監査役藤井幹晴氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役庄村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見及び様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの豊富な経験を有しております。
6. 当社は取締役杉山博高氏、菅原勇祐氏、監査役太田讓治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 事業報告

7. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2021年5月25日開催の第15期定時株主総会における終結の時をもって、取締役三井田砂理氏及び中條宰氏は任期満了により退任いたしました。
  - ②2021年5月25日開催の第15期定時株主総会において、福田大氏及び菅原勇祐氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

### ②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、杉山博高氏及び菅原勇祐氏は法令が定める額としており、監査役太田謙治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

### ③役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、管理職従業員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

### ④取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	115,497 (11,250)	110,777 (11,250)	－ (－)	4,719 (－)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18,150 (18,150)	18,150 (18,150)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	133,647 (29,400)	128,927 (29,400)	－ (－)	4,719 (－)	10 (6)



- (注) 1. 上記人数には、2021年5月25日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含み、無報酬の取締役2名（取締役1名及び2021年5月25日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名）を除いております。
2. 取締役の報酬額は、2017年5月26日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は4名）です。
3. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬（以下、ストック・オプション報酬）であり、前事業年度までに付与されたストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額となります。
4. 上記注2の報酬枠とは別枠で、2021年5月25日開催の第15期定時株主総会において、ストック・オプション報酬として、株式数の上限を96,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。当該ストック・オプションの割当の際の条件等は「ハ. 報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、当該ストック・オプションの内容及び当事業年度における交付状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tri-stage.jp/>）に掲載のとおりであります。
5. 監査役の報酬額は、2006年3月15日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
6. 社外役員が当社の子会社等（当社を除く）から支給された役員報酬等はありません。

#### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

#### ハ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### (i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬としての金銭による固定報酬及び非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能のみを担う取締役及び社外取締役の報酬は、その職務に鑑み金銭による固定報酬のみを支払うものとする。

##### (ii) 基本報酬の個人別の報酬の額等の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の金銭による固定報酬は、月例支給とし、経験、見識、役割等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法等の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の非金銭報酬は、ストック・オプションとしての新株予約権とし、業務執行を担う取締役に対してのみ支払うこととする。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、前年以前の支給実績をベースに、会社業績及び当社における業務執行の状況、貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定するものとする。なお、支給は、原則として年1回とする。

(iv) 取締役の個別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

取締役の個別の報酬等の内容については、報酬委員会にて上記方針に基づき十分に検討を行った上で、報酬委員長より取締役会に上程し、取締役会にて決定するものとする。

報酬委員会は、取締役、社外取締役、社外監査役及び人事部門長のうち3名以上の委員で構成し、報酬委員の選定については、報酬委員会にて協議を行った上で、報酬委員長より取締役会に上程し、取締役会にて決定するものとする。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役菅原勇祐氏が顧問を兼職しております株式会社VILLAGE INCと当社との間には、特別の関係はありません。

監査役太田譲治氏が監査役を兼職しておりますメールカスタマーセンター株式会社、株式会社日本百貨店、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ及び株式会社トライステージメディアは、いずれも当社が株式の100%を保有する連結子会社であります。

監査役藤井幹晴氏がパートナーを兼職しております八重洲グローバル法律事務所及び社外監査役を兼職しておりますシンフォニーマーケティング株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役庄村裕氏が所長を兼職しております庄村公認会計士事務所、代表社員を兼職しております合同会社グローアップ及び社外取締役（監査等委員）を兼職しております双葉電子工業株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。



## ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	杉山博高	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。
取締役	菅原勇祐	2021年5月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。事業推進、経営企画及び経営管理などの経験と知識等に基づき意見を述べるなど、コーポレート・ガバナンスの向上に寄与したほか、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。
常勤 監査役	太田譲治	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席、監査役会14回のすべてに出席いたしました。長年にわたる多様な業種の企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っているほか、取締役及び使用人からの報告、聴取、決裁書類その他の重要な書類の閲覧を行い、常勤監査役としての監査機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	藤井幹晴	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席、監査役会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行い監視・監督機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	庄村裕	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士として様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの豊富な経験に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行い監視・監督機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

### (3) 会計監査人の状況

①名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>14,439,813</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,356,139</b>
現金及び預金	8,344,154	買掛金	3,907,165
受取手形及び売掛金	5,876,005	短期借入金	2,892,012
商品	67,733	リース債務	15,650
仕掛品	4,506	未払法人税等	26,709
貯蔵品	4,873	賞与引当金	91,001
その他	203,242	役員賞与引当金	2,550
貸倒引当金	△60,703	ポイント引当金	3,460
<b>固定資産</b>	<b>893,554</b>	その他	417,589
<b>有形固定資産</b>	<b>150,677</b>	<b>固定負債</b>	<b>500,001</b>
建物	101,011	長期借入金	219,567
工具、器具及び備品	46,408	リース債務	21,774
車両運搬具	129	退職給付に係る負債	134,122
リース資産	3,127	資産除去債務	86,980
<b>無形固定資産</b>	<b>196,349</b>	その他	37,556
ソフトウェア	193,930	<b>負債合計</b>	<b>7,856,141</b>
その他	2,418	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>546,528</b>	株主資本	7,466,380
投資有価証券	4,188	資本金	645,547
差入保証金	341,518	資本剰余金	736,088
破産更生債権等	38,138	利益剰余金	7,917,808
繰延税金資産	197,610	自己株式	△1,833,064
その他	3,210	その他の包括利益累計額	274
貸倒引当金	△38,138	その他有価証券評価差額金	274
<b>資産合計</b>	<b>15,333,367</b>	新株予約権	10,571
		<b>純資産合計</b>	<b>7,477,226</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,333,367</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

**連結損益計算書** (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		47,519,020
売 上	原 価		42,162,670
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		5,356,350
営 業 外 収 入	営 業 利 益		4,006,442
受 取 配 当 金	受 取 手 金	8,551	
受 取 成 金	の	150	
助 成	の	12,178	
そ の	他	4,629	
営 業 外 費 用		4,135	29,645
支 払 替 手 数	利 息 損 失	21,142	
支 払 手 数	の	3,449	
そ の	他	10,113	
経 常 利 益		147	34,853
特 別 利 益			1,344,698
特 別 損 失			
新 株 予 約 権 戻 入	益	13,328	13,328
固 定 資 産 除 却 損 失		2,930	
減 損		58,735	
関 係 会 社 株 式 売 却 損 失		404,531	
そ の 他		484	466,682
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			891,344
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		31,234	
法 人 税 等 調 整 額		9,391	40,625
当 期 純 利 益			850,718
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			5,757
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			844,961

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



**損益計算書** (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,123,269
売 上 原 価		19,221,068
売 上 総 利 益		2,902,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,922,061
営 業 利 益		980,138
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,908	
受 取 保 証 料	662	
そ の 他	272	2,843
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,108	
支 払 手 数 料	10,113	
為 替 差 損	4,569	
そ の 他	24	27,816
経 常 利 益		955,165
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	13,328	13,328
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	187,686	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	90,066	277,783
税 引 前 当 期 純 利 益		690,710
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,843	
法 人 税 等 還 付 税 額	△35,574	
法 人 税 等 調 整 額	12,603	△18,127
当 期 純 利 益		708,838

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社トライステージ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井	誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	克子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライステージの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月12日開催の取締役会において、会社の発行済普通株式及び新株予約権に関する株式会社BCJ-60による公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨すること及び本新株予約権者に対し本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることについて、決議を行っている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社トライステージ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	克子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライステージの2021年3月1日から2022年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月12日開催の取締役会において、会社の発行済普通株式及び新株予約権に関する株式会社BCJ-60による公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨すること及び本新株予約権者に対し本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることについて、決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式に拠るものも含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式に拠るものも含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005（平成17）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月22日

株式会社トライステージ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	太田讓治	Ⓜ
社外監査役	藤井幹晴	Ⓜ
社外監査役	庄村裕	Ⓜ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、業績、投資状況、財務状況を総合的に勘案したうえで、柔軟な利益還元策を実施していく方針です。

この配当方針に基づき、第16期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は175,510,573円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日といたしたいと存じます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>



現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	新任・再任	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況
1	クラタ ヤスヒサ 倉田 育尚	再任	代表取締役社長 経営、業務執行全般及び グループガバナンス全般並びに経営管理部、 人事部及び事業推進部 管掌	21/21回 (100%)
2	マエダ ミツアキ 前田 充章	再任	代表取締役副社長 経営及び業務執行全般並びに事業企画室、 urutere推進室、ソリューション営業部、 プロダクト部及び開発部 管掌 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役 株式会社トライステージメディア 取締役 株式会社メイキップ 社外取締役	21/21回 (100%)
3	セノオ イサオ 妹尾 勲	再任	取締役会長 内部監査室 管掌及び支店管理 担当	20/21回 (95.2%)
4	マルタ アキオ 丸田 昭雄	再任	取締役	21/21回 (100%)
5	スギヤマ ヒロタカ 杉山 博高	再任	社外取締役	21/21回 (100%)
6	フクダ ダイ 福田 大	再任	取締役 双日株式会社 ライフプラットフォーム事業部長	16/16回 (100%)
7	スガワラ ユウスケ 菅原 勇祐	再任	社外取締役 株式会社VILLAGE INC 顧問	16/16回 (100%)

(注) 福田大氏及び菅原勇祐氏の出席状況は、2021年5月25日の就任後に開催された取締役会の出席状況であります。



取締役候補者の略歴、重要な兼職の状況及び所有する当社の株式数は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (2022年2月28日現在)
1	ク ラ タ ヤスヒサ 倉 田 育 尚 (1956年3月27日生)  再 任	<p>1979年 4 月 株式会社大広入社 2005年 6 月 同社執行役員就任 2009年 6 月 同社取締役執行役員就任 2011年 4 月 同社取締役専務執行役員就任 2015年 5 月 当社入社、執行役員就任 2019年 5 月 当社取締役就任 2020年 5 月 当社代表取締役社長就任（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 倉田育尚氏は、広告代理店の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年の入社以降、関西支店での業務執行及び営業ツールの整備等に取り組んでまいりました。2019年5月からは取締役として、2020年5月からは代表取締役社長として、内部統制の強化を推進しております。また、取締役会の機能強化にも貢献しており、今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	17,200株
2	マ エ ダ ミツアキ 前 田 充 章 (1965年11月7日生)  再 任	<p>1988年 4 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2008年 8 月 株式会社ドリコム入社、上席執行役員事業本部長就任 2009年 6 月 株式会社ドリコムマーケティング（現 グローバルパートナーズ株式会社）取締役就任 2013年 7 月 当社入社 2014年 5 月 当社取締役執行役員就任 2017年 3 月 株式会社メイキップ社外取締役就任（現任） 2020年 5 月 当社代表取締役副社長就任（現任） 2020年 8 月 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ取締役就任（現任） 2021年 4 月 株式会社トライステージメディア取締役就任（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 前田充章氏は、複数の新規事業立上げ経験を有しており、2013年の入社以降、多岐にわたる業務を管掌してまいりました。また、2014年5月からは取締役として、2020年5月からは代表取締役副社長として、今後の成長の要となるダイレクトマーケティング基盤の構築及び推進に取り組んでおります。当社グループのダイレクトマーケティングのDXを推進し、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	一株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (2022年2月28日現在)
3	<p>セノオ イサオ 妹尾 勲 (1960年9月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>1983年4月 株式会社大広入社 2002年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 2006年3月 当社設立、取締役就任 2006年11月 当社代表取締役就任 2014年5月 当社取締役社長執行役員就任 2018年5月 当社取締役CVO就任 2021年3月 当社取締役会長就任 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 妹尾勲氏は、2006年の当社創業以来、多岐にわたる業務を管掌しながら当社の意思決定、経営の監督を実践してまいりました。また、今後の成長に向けた事業の変革及び経営体制の変更にあたり、企業理念の継承に取り組んでおります。今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	2,077,400株
4	<p>マルタ アキオ 丸田 昭雄 (1969年1月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>1991年4月 株式会社大広入社 2002年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 2006年3月 当社設立、代表取締役就任 2014年4月 メールカスタマーセンター株式会社取締役会長就任 2017年3月 株式会社日本百貨店取締役就任 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ取締役就任 2018年5月 当社代表取締役CEO就任 2019年5月 当社代表取締役社長就任 2020年5月 当社取締役ファウンダー就任 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 丸田昭雄氏は、2006年の当社創業以来、長きにわたり代表取締役を務め、当社の意思決定及び経営の監督を実践してまいりました。今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	6,572,400株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (2022年2月28日現在)
5	スギヤマ ヒロタカ 杉山 博高 (1954年3月30日生)  再任  社外取締役  独立役員	<p>1977年4月 ソニー商事株式会社（現 SFIリーシング株式会社）入社</p> <p>1983年6月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>2005年3月 ソニースタイル・ジャパン株式会社（現 ソニーマーケティング株式会社）取締役就任</p> <p>2007年4月 同社代表取締役社長就任</p> <p>2008年10月 ソニーテクノクリエイティブ株式会社取締役副社長就任</p> <p>2009年3月 同社代表取締役社長就任</p> <p>2010年11月 フェリカネットワークス株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2015年5月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 杉山博高氏は、会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、2015年5月から独立社外取締役として、取締役会において積極的にご発言いただき経営の監督に適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断したことから、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	一株
6	フクダ ダイ 福田 大 (1975年11月19日生)  再任	<p>1999年4月 ニチメン株式会社（現 双日株式会社）入社</p> <p>2003年5月 株式会社エムアウト入社</p> <p>2007年1月 双日株式会社入社</p> <p>2013年7月 Sojitz Corporation of America Project Development Dept. Deputy General Manager就任</p> <p>2018年4月 当社入社、経営企画部長就任</p> <p>2020年2月 TV Direct Public Company Limited Director就任</p> <p>2020年3月 当社執行役員就任</p> <p>2021年5月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2022年4月 双日株式会社ライフプラットフォーム事業部長就任（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 福田大氏は、2018年4月に双日株式会社からの出向により当社に参加して以来、経営企画、国内外の事業推進及び経営管理全般など多岐にわたる業務に従事し、2020年3月の執行役員就任後はさらに当社の事業変革を推進してまいりました。今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	一株

- 招集ご通知
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書
- 株主総会参考書類

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (2022年2月28日現在)
7	スガワラ ユウスケ 菅原 勇 祐 (1963年3月28日生)  再 任  社外取締役  独立役員	1986年 4 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2005年 7 月 フリービット株式会社取締役就任 2007年10月 株式会社ドリコム入社、執行役員就任 2008年 6 月 同社取締役副社長就任 2017年 4 月 株式会社VILLAGE INC顧問就任（現任） 2021年 5 月 当社社外取締役就任（現任）  (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 菅原勇祐氏は、事業推進、経営企画及び経営管理の豊富な経験等を有しており、社外取締役による監視・監督機能の強化のみならずその見識と知識等を当社の経営全般に活かしていただけると判断したことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 杉山博高氏及び菅原勇祐氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 杉山博高氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。  
 4. 菅原勇祐氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
 5. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第31条（損害賠償責任の一部免除）を定めており、当社は杉山博高氏及び菅原勇祐氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者との間で責任限定契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、杉山博高氏及び菅原勇祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各候補者が再任された場合は、各候補者を引き続き独立役員とする予定であります。  
 7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模及び内容に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の監査法人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー22階	
	その他の事務所	大阪事務所ほか7事務所	
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併		
概 要	構成人員	代表社員・社員	88名
		特定社員	4名
		公認会計士	303名
		公認会計士試験合格者	245名
		その他専門職	187名
		事務職員	87名
		契約職員	221名
		合計	1,135名
	金融商品取引法・会社法監査		292社

## 第5号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含まない）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、その額が確定していないため、取締役の金銭による報酬額とは別に、その内容及び算定方法について併せてご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権は当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としています。ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を含まない）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容並びに取締役の報酬等の内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、2022年4月12日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は株式会社BCJ-60による当社の発行済普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」）に賛同の意見を表明しております。本公開買付けの買付期間中及び本公開買付けが成立した場合には、本総会決議に基づく新株予約権の割当ては行いません。

### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。



## II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権4,800個を上限とし、うち当社取締役に対する上限を960個とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式480,000株（うち取締役分96,000株）を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

## III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
  
当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)①の規定を準用する。また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」）に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

## 3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$



- ②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
4. 新株予約権を行使することができる期間  
割当日後2年を経過した日から3年間
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社

の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記10.に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

以上



# 定時株主総会 会場ご案内略図

会場 東京都港区海岸一丁目2番20号  
汐留ビルディング3階  
リージャス汐留センター 会議室



会場まで	●JR	山手線・京浜東北線	浜松町駅北口より	徒歩約2分
	●都営地下鉄	大江戸線・浅草線	大門駅B1出口より	徒歩約4分
	●東京モノレール	東京モノレール	浜松町駅より	徒歩約5分
	●東京臨海新交通	ゆりかもめ	竹芝駅東口より	徒歩約5分

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、当日のご出席に代えて、極力事前に議決権をご行使いただき、当日のご出席をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ◎当会場はご来客用の駐車場、駐輪場がございませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。



**Tri-Stage**  
株式会社トライステージ  
〒105-0022 東京都港区海岸一丁目2番20号



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。